

丹波市奨学金給付事業について

丹波市では、経済的理由により修学困難な高校生又は高等専門学校生を対象に、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金給付事業を行っています。

奨学生の選考及び決定については、奨学生選考委員会にはかり決定されます。

◎毎年度申請が必要です。

● 奨学生の資格

次の全ての要件を満たす方

- ①丹波市に在住している方
- ②高等学校又は高等専門学校に在学する方
- ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方
- ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方
- ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方【貸付型は除く】

※高校生等奨学給付金・私立高等学校奨学給付金との併用不可

※高等学校等修学支援金との併用可

● 所得基準

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	2,145,000円以下	2,746,000円以下	3,098,000円以下	3,364,000円以下	≪1人につき加算額 443,000円≫ 3,364,000円+(443,000円×追加人数)

※世帯全員の令和7年1月～12月の合計所得により審査します。

※住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

● 奨学金の額

在学学校	区分	支給額
国公立 私立	月額	6,000円

● 給付方法

給付区分	給付月
4～7月分	8月
8～12月分	1月
1～3月分	3月

● 申請

毎年度、次のすべての書類をそろえて、丹波市教育委員会 教育総務課へ提出してください。

- ①奨学金給付申請書
- ②誓約書
- ③在学証明書
- ④令和8年1月2日以降に丹波市に転入された方は、令和8年度（令和7年分）所得証明書

● 受付期間

令和8年6月10日（水）～令和8年6月30日（火）まで

● 給付の中止及び停止

休学や退学のほか、資格要件に該当しなくなったときは、給付を中止または停止します。

● 奨学金の返還

給付の停止や取り消し期間に係る給付金があるときは、その全額を返還していただきます。

【問い合わせ先】

〒669-3198 丹波市山南町谷川 1110 番地
丹波市教育委員会 教育部 教育総務課
TEL 0795-70-0880 FAX 0795-70-0814